

仙台市エネルギー自律型まちづくり推進検討調査業務 仕様書

1 委託業務名

仙台市エネルギー自律型まちづくり推進検討調査業務（以下「本業務」という。）

2 背景及び目的

令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、新たに指定都市等において、再生可能エネルギーの利用促進等の施策に関する実施目標を定めることが義務化された。また、同年10月には、国の「地球温暖化対策計画」で定める2030年度温室効果ガス排出削減目標が2013年度比46%削減に引き上げられたところである。

さらに、同年6月、国・地方脱炭素実現会議より示された「地域脱炭素ロードマップ」において、地域特性に応じた効果的な手法を活用し、民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを実現するとともに、暮らし、交通等のあらゆる分野で地方創生に寄与することを目的とした「脱炭素先行地域」を、国として2030年までに全国で少なくとも100か所創出することとされた。

このような中、本市においては、国の水準を超える温室効果ガス削減目標への見直しを含む「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定等を進めるとともに、「脱炭素先行地域」の創出に向けた検討を行っているところである。

本業務では、「脱炭素先行地域」の創出に向け、必要となる調査・分析、方策立案等を行うとともに、「脱炭素先行地域」計画提案書の作成及び国への応募に向けた支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年9月29日（金）まで

4 業務委託内容

「脱炭素先行地域」の第4回募集（令和5年8月予定）への応募に向け、以下の業務について、仙台市と協議の上、行うものとする。

(1) 地域課題及び地域資源等に関する調査・分析等、並びに「脱炭素先行地域」の設定

① 本市における地域課題の調査・分析等

本市の特色や震災からの復興を含むこれまでのまちづくり、関連する計画、プロジェクトの状況等を踏まえ、本市が「脱炭素先行地域」の取組を通じて解決すべき地域課題を調査・分析・整理する。

② エネルギー需要量及び再エネポテンシャルの調査・分析

上記①を踏まえ、本市が脱炭素化に取り組むべき候補地域を設定し、当該地域内

における電力をはじめとするエネルギー需要量及び特徴について調査・分析する。あわせて、当該地域内の導入済再生可能エネルギー設備等を把握したうえで、活用可能な再生可能エネルギーの賦存量を踏まえた新たな導入可能量について調査・分析を行う。なお、調査・分析にあたっては、本市全域の電力需要量等との比較等を行うものとする。

③ 「脱炭素先行地域」の設定

上記①、②及び本市等との協議を踏まえ、「脱炭素先行地域」の設定を行う。なお、「脱炭素先行地域」の設定にあたっては、「脱炭素先行地域」の第3回募集以降の募集要領やこれまでの選定結果等を十分に分析したうえで検討を行う。

(2) 地域脱炭素実現に向けた方策立案

① 脱炭素化の方策の検討・提案

「脱炭素先行地域」での脱炭素化の実現に向けて、地域経済循環に資する地産地消型の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー転換、エネルギーマネジメントシステムの構築等の方策について、モデル性や先進性、採算性等に留意しつつ、検討・提案を行う。

② 「脱炭素先行地域」選定に向けた具体的な取組内容等の提案

①を踏まえつつ、「脱炭素先行地域」の第3回募集以降の募集要領やこれまでの選定結果等を十分に分析した上で、(1)で設定した地域課題の解決等、環境省が定める「脱炭素先行地域」の選定要件を満たす具体的な取組内容及び全体のスケジュール案を作成する。

③ 概算コスト等の把握

上記②の取組に係る概算コストを算出するとともに、脱炭素化に資する国等の支援施策や金融機関からの資金調達の活用も十分に検討したうえで、活用可能な財源の提案を行う。また、これらを踏まえ、事業全体の採算性の分析・評価を行う。

④ 民間事業者等との共同提案に向けた支援

民間事業者等との共同提案に向け、連携体制の構築や検討会等の運営に係る支援等を行う。

⑤ 電力需要家等との合意形成に係る支援

「脱炭素先行地域」における電力需要家等の関係者との合意形成に向け、説明会の開催やアンケートの実施等に係る支援を行う。

⑥ 推進体制及び進捗管理体制の検討・提案

「脱炭素先行地域」の実現に向けた取組の実施段階における推進体制を検討する。あわせて、進捗管理の方針及び実施体制の検討・提案を行う。進捗管理の方針については、取組の実施状況が数値目標等によって定量的に評価できる方法も検討・提案する。

(3) 第4回募集への応募書類の作成支援等

① 第4回募集への応募のための計画提案書等の作成支援

(1)、(2)の結果をもとに、「脱炭素先行地域」に係る計画提案書等の作成支援を行う。

② 応募後の支援

応募後に行われるヒアリングへの準備に係る支援を行う。

5 業務の進め方等

(1) 本委託業務は、本市と協議の上、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。

(2) 本業務を行うにあたっては、発注者との緊密な連携体制を構築したうえで、受託者の知見等により随時提案を行いながら業務を行うこと。

(3) 受託者は、本市並びに国、県の環境政策等について十分な知識と経験を有する業務責任者及び主担当を配置すること。

(4) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

6 納品物

(1) 報告書一式 正1部、副2部

(2) 上記の原稿データ及び業務上作成した数値データを記録した保存媒体(CD-R等) 1部

7 納品場所

仙台市 環境局 環境部 地球温暖化対策推進課

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議して決定する。

(2) 本委託業務により得られた成果品(電子媒体含む)は、発注者に帰属するものとする。

(3) 本業務で知り得た業務上の秘密に係る事項について、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。

(4) 発注者が提供した資料及びデータ等については、他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で速やかに返却又は抹消すること。

以上